

はじめに

近年では、少子高齢化の進展、家族形態や地域社会の変化に加え、個人の生き方や価値観も多様化しています。このような社会情勢の変化に対応するために、男女が対等なパートナーとしてお互いを尊重し合い、あらゆる分野に参画し活躍できる男女共同参画社会の実現が必要となっています。

国では、平成25年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、平成26年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正等、これまでの男女共同参画に関する法令の整備に加え、平成27年には、女性の職業分野へのさらなる進出を目指す「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を施行するなど、国をあげて女性の活躍を推進する機運が高まっており、あわせて、男女が共に職業生活と家庭生活を円滑かつ継続的に両立できる環境づくりが求められています。



本町では、平成16年に「岡垣町男女共同参画～ともに支えあい、ともに輝く～まちづくり条例」を制定し、この条例に基づいて最初の計画である「岡垣町男女共同参画基本計画」を策定しました。その後、平成21年4月1日から令和3年3月31日を計画期間とする第2次計画を経て、これまでの取組の成果や課題などを踏まえ、このたび、令和3年度からの10年間における町の基本方針や施策の方向を示した「岡垣町第3次男女共同参画基本計画」を策定しました。なお、この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく推進計画と位置づけています。

今後は、本計画に基づき、「住みよさを実感できる町」の実現に向け、国、県及び関係機関との連携はもちろんのこと、町内だけでなく町と関わりを持つ企業等の皆様、そして町民の皆様との協働により、総合的に男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進してまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたりまして、ご協力をいただきました関係者の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案をいただきました、岡垣町男女共同参画審議会の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

岡垣町長　門司晋

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の策定体制	
5 男女共同参画施策の動向	
6 岡垣町を取り巻く社会情勢の変化	
(1) SDGs(持続可能な開発目標)の実現	
(2) 新たな感染症の拡大など不測の事態への対応	
第2章 岡垣町を取り巻く環境	7
1 人口・世帯数	
(1) 人口の推移	
(2) 世帯数・世帯人員の推移	
(3) 出生数と出生率	
(4) 高齢者人口	
(5) 家族類型別一般世帯数の推移	
2 就業状況	
(1) 就業率	
(2) 共働き世帯数の推移	
(3) ひとり親世帯の状況	
第3章 岡垣町の男女共同参画の現状と課題	14
基本目標Ⅰ 男女がともに参画する人づくり	
基本目標Ⅱ 男女がともに参画する地域づくり	
基本目標Ⅲ 男女がともに能力を發揮できる自立した生き方づくり	
基本目標Ⅳ 男女がともに人権を尊重する社会づくり	
基本目標Ⅴ 男女共同参画を推進する組織づくり	
第4章 計画の基本的な考え方	25
1 基本理念	
2 基本目標	
3 計画の体系	

第5章 計画の推進

28

- 基本目標Ⅰ 男女がともに参画する人づくり
- 基本目標Ⅱ 男女がともに参画する地域づくり
- 基本目標Ⅲ 男女がともに能力を発揮できる自立した生き方づくり
- 基本目標Ⅳ 男女がともに人権を尊重する社会づくり
- 基本目標Ⅴ 男女共同参画を推進する組織づくり
- 推進・連携体制

資料編

51

- 1 計画策定の経緯
- 2 男女共同参画審議会委員名簿
- 3 岡垣町男女共同参画～ともに支えあい、ともに輝く～まちづくり条例
- 4 用語解説

「男女共同参画社会基本法★」のように、★を付した用語は、用語解説があります。

